

○厚生労働省令第五十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第三十五条第一項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）を次のように改正する。

第四十五条中「二月」を「三月」に改める。

第四十七条中「送付するものとし、必要があると認められた場合には」を「送付し」に改め、「機構に対し」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の副作用救済給付若しくは感染救済給付の支給の決定又は拠出金の算定についての審査の申立てであつて、この省令の施行前にされた同機構の当該決定又はこの省令の施行前にされた同機構の当該算定に係るものについては、なお従前の例による。